

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【6】」

2. 日時：令和3年1月14日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官◎、西内安全審査官、

畠山安全審査官◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力電気計装G課長◎ 他21名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について確認を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○非常用ディーゼル発電機の負荷容量に関して、代替緊急時対策所と緊急時対策棟の負荷の差異について説明すること。

○加振試験台及び実路面の摩擦係数の同等性並びに転倒評価の摩擦係数の条件設定について、具体的に説明すること。

○固縛装置の強度評価に係る離隔距離等の設定の考え方について、他設備への悪影響防止の観点から、具体的に説明すること。

○積雪荷重及び火山による荷重の組合せについて、除雪及び除灰の措置も含めてどのように考えているのか説明すること。

○今回申請で申請対象としている重大事故等対処設備の技術基準への適合性について、設置場所（屋内又は屋外）や設備分類（常設又は可搬）ごとに整理して説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 説明事項リスト

・資料2 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊急棟設置工事】

以上